

標準処理期間の未設定理由

番号 5

処 分 名	汚染土壌処理業の変更の許可
根 拠 法 令 名	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
条 項	第23条第1項
所 管 課	環境指導課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がなく、施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なり、また、工事の規模等により審査期間が大きく変わるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。